

平成18年3月24日

1. 出席議員

1 番	徳村博紀	12 番	岩吉泰彦
2 番	伊東茂	13 番	井手常道
3 番	福井正	14 番	青木幸平
4 番	水頭喜弘	15 番	中村清
5 番	橋爪敏	16 番	谷口良隆
6 番	山口瑞枝	17 番	中島邦保
7 番	中村雄一郎	18 番	吉田正明
8 番	橋川宏彰	19 番	谷川清太
9 番	森田峰敏	20 番	松尾征子
10 番	北原慎也	21 番	中西裕司
11 番	寺山富子	22 番	小池幸照

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	田中義明
局長補佐	坂本芳正
管理係長	迎英昭

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
助	役	出	村	素	明
総	務	唐	島		稔
市	民	坂	本	博	昭
産	業	山	本	克	樹
建	設	江	頭	毅	一郎
企	画	北	村	建	治
総	務	北	村	和	博
財	政	藤	田	洋	一郎
市	民	中	村	和	典
選	挙				
管	理				
委	員				
会	事				
務	局				
長					
税	務	北	御	門	敏
課	長	迎			和
福	祉	井	手		讓
事	務	平	石		和
所	長	福	岡		俊
保	險	中	川		
健	康	藤	家		敏
課	長	松	浦		
農	林	井	手		清
水	産	森			久
課	長	藤	家		恒
商	工	小	野		原
観	光	中	橋		孝
課	長	中	村		司
都	市	一	ノ		瀨
建	設	植	松		
課	長				健
環	境				治
下	水				
道	課				
課	長				
ま	ち				
な	み				
活	性				
課	長				
水	道				
課	長				
会	計				
課	長				
教	育				
委	員				
長					
教	育				
長					
教	育				
次	長				
兼	庶				
務	課				
長					
生	涯				
学	習				
課	長				
兼	中				
央	公				
民	館				
長					
農	業				
委	員				
会	事				
務	局				
長					
監	査				
委	員				

平成18年3月24日（金）議事日程

開 議（午前10時）

- | | | |
|-------|---------------|---|
| 日程第1 | 議案第1号 | 平成18年度鹿島市一般会計予算について（委員長報告、質疑、討論、採決） |
| 日程第2 | 議案第2号 | 平成18年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算について（委員長報告、質疑、討論、採決） |
| 日程第3 | 議案第3号 | 平成18年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計予算について（委員長報告、質疑、討論、採決） |
| 日程第4 | 議案第4号 | 平成18年度鹿島市国民健康保険特別会計予算について（委員長報告、質疑、討論、採決） |
| 日程第5 | 議案第5号 | 平成18年度鹿島市老人保健特別会計予算について（委員長報告、質疑、討論、採決） |
| 日程第6 | 議案第6号 | 平成18年度鹿島市給与管理特別会計予算について（委員長報告、質疑、討論、採決） |
| 日程第7 | 議案第7号 | 平成18年度鹿島市水道事業会計予算について（委員長報告、質疑、討論、採決） |
| 日程第8 | 議案第27号 | 鹿島・藤津地区衛生施設組合格約の一部を変更する規約の一部を変更する規約について（質疑、討論、採決） |
| 日程第9 | 副議長の辞職許可について | |
| 日程第10 | 副議長の選挙 | |
| 日程第11 | 議席の一部変更の件 | |
| 日程第12 | 議会運営委員の選任について | |
| 日程第13 | 閉会中継続審査申出 | |
| 日程第14 | 意見書第1号 | 公共サービスの安易な民間開放は行なわず、充実を求める意見書（案）（質疑、討論、採決） |
| 日程第15 | 意見書第2号 | 最低賃金の改善を求める意見書（案）（質疑、討論、採決） |
| 日程第16 | 監査請求に関する動議 | （質疑、討論、採決） |

午前10時 開議

○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

去る3月13日の本会議において、各常任委員会に付託されました議案第1号から議案第7号までの平成18年度予算の審議に入ります。

日程第1 議案第1号

○議長（小池幸照君）

それでは、日程第1. 議案第1号 平成18年度鹿島市一般会計予算について、各常任委員会の審査結果は、お手元に配付いたしております各委員会審査報告書写しのとおりであります。

総務委員会審査報告書

平成18年3月13日の本会議において、付託された議案第1号「平成18年度鹿島市一般会計予算について」、及び議案第6号「平成18年度鹿島市給与管理特別会計予算について」は3月16、17日の2日間委員会を開き審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

平成18年3月17日

総務委員会

委員長 山口 瑞 枝

鹿島市議会議長 小池 幸 照 様

文教厚生委員会審査報告書

平成18年3月13日の本会議において、付託された議案第1号「平成18年度鹿島市一般会計予算について」、議案第4号「平成18年度鹿島市国民健康保険特別会計予算について」、及び議案第5号「平成18年度鹿島市老人保健特別会計予算について」は3月14、15日の2日間委員会を開き審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

平成18年3月15日

文教厚生委員会

委員長 森 田 峰 敏

鹿島市議会議長 小池 幸 照 様

産業建設委員会審査報告書

平成18年3月13日の本会議において、付託された議案第1号「平成18年度鹿島市一般会計予算について」、議案第2号「平成18年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算について」、議案第3号「平成18年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計予算について」、及び議案第7号「平成18年度鹿島市水道事業会計予算について」は3月16、17日の2日間委員会

を開き審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

平成18年3月17日

産業建設委員会

委員長 中村 雄一郎

鹿島市議会議長 小池 幸照 様

各委員長から各委員会における審査経過及び結果の報告を求めます。

まず、総務委員長山口瑞枝君。

○総務委員長（山口瑞枝君）

おはようございます。議案第1号 平成18年度鹿島市一般会計予算について総務委員長の報告を申し上げます。

去る3月13日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号 平成18年度鹿島市一般会計予算について、去る3月16日、17日の両日にわたり、担当部課長及び関係職員の出席を求め委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、担当部課より予算説明資料の説明を受け、終了後、直ちに質疑を行いましたので、その概要を申し上げます。

これからは質疑と答弁という形で報告をさせていただきます。

総務課分について、

質疑 初期消火の役割を果たす防火水槽の管理責任と行政指導について。消火栓は市の直接管理、防火水槽は地元というバランス性の問題からの管理についての検討は。

答弁 毎月1回の役員会の中で徹底を図っていきたい。

質問 市民会館の改修について。

答弁 市の施設14カ所のアスベスト調査で、市民会館の壁面の一部にクリソタイルアスベスト含有の検査報告を受け、特別固定の上、経過観察程度でいいという報告であったが、アスベストが含有されているということで計画した。

質問 嘱託員の報酬の算出について。

答弁 世帯割、各部落均等の平等割、市役所から部落の中心2キロ以上が対象の距離割、およそ300世帯以上の世帯については、プラスしての調整割によって算出をしている。

質問 市の職員の種類と雇用形態について。

答弁 試験を実施する正規職員、日々雇用として1日単位の契約の臨時職員は、年間の中で最高8カ月間雇用。賃金は通常6,350円。専門職については6,650円。日数によって週2回、3回、あるいは1日4時間、2時間などの時間単位の勤務がある。非常勤

の嘱託職員は週30日以内、月額 160千円から 170千円で報酬として出している。6年間をめどと最長6年までとしての雇用形態をとっている。今回の財政基盤強化計画の中で、非常勤の嘱託から臨時職へ徐々に切りかえるということで採用している。

質問 災害対策費の中のウェザーニュース等、雨量観測に要する経費について。

答弁 台風が来た場合の進路を予測していただくウェザーニュース、土砂災害等で警報が出た場合に、ネット鹿島のケーブルテレビを利用して、ネット鹿島に映像を流して、避難をしていただく情報料、市内4カ所の雨量観測のデータを通して、避難情報をいただく経費の計上である。

質問 職員給与の中の住居手当について。

答弁 国家公務員の給与法に基づいて、準拠して市の条例で定めている。このことについては、地方交付税の算定の金額が含まれている。

次に、企画課分です。

質問 市民総参加の根幹である行政運営からして、速報性のある情報を提供し、「広報かしま」が月1回の発行による削減は、行政効果としての損失になるのでは。

答弁 1回減ることにより情報量が少なくなると、きめ細やかな対応ができなくなるという問題点も踏まえ、解決策として、記載内容などでカバーし、ページ数をふやす。市のホームページ、電子媒体の活用、時と場合によっては増刊号などの特別号を発行し、対応していきたい。

質問 骨格予算に肉づけ可能な予算について。

答弁 肉づけ予算については、新しい市長の考えに基づいて新規継続の部分も一部あるが、政策立案による判断で採択していくものとする。

質問 費目存置されている廃止路線代替バス運行補助金等について。

答弁 政策判断が伴うという判断のもとで、費目存置としている。

質問 日韓交流事業について、削減、見直しの議論はなかったのか。

答弁 財政基盤強化計画の議論の中で個々の議論、全体的な議論を行い、最終的に全体の中で決定した案を行財政調査委員会に諮問し、決定をしている。

質問 中木庭ダム建設の推進事業について。周辺整備の中の直売所を最初につくるべきでは。

答弁 辺地債 350,000千円で、7年間で周辺整備を充実させていきたい。直売所については地域の皆さんと十分に話し合い、煮詰めていきたい。

質問 宝くじ助成金の配分について。ガタリンピックとガタリンピック関連事業 2,871千円の事業費計上について。

答弁 ガタリンピック交付金は、実行委員会への運営費として 560千円交付している。宝くじ益金の配分金とは直接関係なく、別途予算となっている。2,871千円というのは

日韓交流事業に使う費用で、日韓の交流会の費用や釜山外大や古墳群等、ガタリンピック開催時期に招聘するための費用を充当させ計上している。

次に、財政課。

質問 有料広告について、引き合いが多くなった場合の取り扱いは。

答弁 広告が妥当かどうか審査するような委員会を立ち上げる計画であり、取捨選択するのかなどを協議し、検討していくことになる。

質問 一般会計全体で、肉づけ予算が可能な幅はどの程度を見込まれているか。

答弁 肉づけについては、6月時点で庁議担当等の決定を受け、議会で審議をいただく部分であり、各担当課から要求の上があった部分の事業を当初骨格として保留している部分で、事業費として690,000千円から7億円ぐらいになるのでは。

質問 基準財政需要額の単位と本市の実質単価の中で、監査委員手当について差があり過ぎるが。

答弁 交付税の基準財政需要額の考え方は、基本的、標準的な財政の、全国統一的な財政の姿をある程度基礎的な数字を積み上げてきた数字で、監査委員については、国の方の単位費用とあって、条件として常勤委員の価額であり、算定をされている。本市は、非常勤の監査委員さんであり、金額的には相当な差があるものと思っている。

質問 公用車の燃料費について、日報等があるのか。

答弁 集中管理については、一回一回の乗車のたびに、目的地と時間、キロ数を記入する台帳がある。

次に、会計課監査委員事務局、

質問 監査委員の本会議出席について。

答弁 一般質問、議案審議、決算特別委員会など、議会事務局から議長名で出席依頼がある分について出席していただいている。

次、市民課分、

質問 外国人登録者数の状況は。

答弁 17年12月31日現在、中国人70名、フィリピン人25名等121名の在留資格者となっている。研修目的で35名、特定活動として、縫製会社等の技術習得29名、飲食店の興行関係が13名、日本人の配偶者として、17名等となっている。

質問 交通災害加入状況は。

答弁 17年10月末現在で40%、掛金が安いということで家族全員で加入するケースが多い。

質問 市民との接触が一番多い1階フロアの案内所の対応と環境整備について。待ち時間の対応については、BGMを流したり、絵本や雑誌等の設置はどうか。

答弁 それぞれの担当については、すべてコンピューター化されており、スピーディーな対応がなされていると思っている。この件については検討していく。案内所について

は、問題点もあるようなので、今後会議の中で提言し、改善すべきところは改善をしていきたい。

質問 本市のパスポート取得状況と、申請手続が本市で取り扱われることについて。

答弁 県から三位一体改革の権限移譲の分野で、市町村で受け付けと交付事務に限ってやらないかという照会があっている。十分な協議を継続して、進める予定である。

質問 出張窓口について。

答弁 今後の課題として、住民票の交付について、自動交付機という手段で出張所、公民館、郵便局等の窓口で受け取られるということで、検討する時期に来ていると感じている。

質問 住民基本台帳の閲覧について。

答弁 原則非公開の方向になるのでは。公用目的に限っては、従来どおり閲覧できる。商業目的については、できなくなるのでは。最終的には国の法律改正を待って、周知をしたい。

質問 規制緩和の一環として商店等、法人化しやすくなっているが、見込みはどうか。

答弁 17年度の実績から見込んでおり、市内の法人の設置届は、目立って出てはきていない。廃止分、ふえる分で、ほぼ横ばいの見込みである。

以上、質疑終結の後、討論を行い、財政困難時の予算編成で、執行部の労は良としつつも、肉づけへの選択肢の幅が狭く、柔軟性を持たない骨格予算になっている。市民感覚からは行政のぬくもりと市民に希望を与える予算になっていない旨の反対討論が1件ありました。

採択の結果、議案第1号 平成18年度鹿島市一般会計予算については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、総務委員長の報告を終わります。

○議長（小池幸照君）

次に、文教厚生委員長森田峰敏君。

○文教厚生委員長（森田峰敏君）

文教厚生委員会の所掌の分について報告いたします。

去る3月13日の本会議において、付託されました議案第1号 平成18年度鹿島市一般会計予算のうち、本委員会関係分につきまして、3月14日と15日の2日間にわたり、委員会を開催し、教育長を初め、担当部課長及び関係職員の説明を受けて、慎重に審査をいたしましたので、その概要を報告いたします。

教育委員会庶務課においては、18年度は新規に就学の子供たちに学習支援や生活支援をする教員補助配置事業を行い、3名の介助員を市内の学校に配置いたします。

また、小学校低学年においては、少人数学級とTTを本年度並みに遂行していくという説明がありました。

遠距離通学費の補助については、財政基盤強化計画により5年間継続する計画であります。今後検討する上で、地元具体的に説明に回るなどして、理解をいただき見直しをする方向にしたいとのことであります。

給食センターに関しては、給食費の未納対策について、集金方法の改善時期に来ているのではないかという質問がありました。それに対し、口座振替になっているから支払いが悪くなってきたという状況であり、現在は校長とPTA会長、及び教育委員会と給食センターと一緒に運営委員会を組織して、給食費滞納についても協議し、動いているという答弁がありました。

次に、生涯学習課では、主な事業として市民学習大学がスタートします。今までは職員が事務局としてやっていたものを、市民の皆さんに講座や文化事業の企画から運営までを直接携わっていただくという形になります。現在募集中のエイブルクラブや文化事業には、既にたくさんの応募や要望が来ています。こういうことであります。

それから、平成19年度に佐賀県で開催される高校総体については、鹿島市と太良町の合同の実行委員会の形をとり、平成18年4月に正式な事務局が発足します。

18年度予算は市の一般財源で対応し、19年度は補助対象事業となりますとの説明がありました。それに対し、全国大会の開催に伴う多くの宿泊客の受け入れなど、経済的効果を得られるような検討をしてほしいという意見が出ました。

福祉事務所では、放課後児童クラブについての質問がありました。

現在、三つの小学校で放課後児童クラブが実施され、地区の保育所でも学童を預かっているが、希望者の数が多く、現状のままでは受け入れ先が不足している状況であります。シルバー人材センターや学校や近隣保育所との協議をしてきたが、設置の問題や人手と経費の問題、児童の安全確保の問題など、今後検討をしていかなければならないという答弁でありました。

市内の保育所では、伝統芸能の面浮立などに取り組んでおられます。この少子化時代に、地域で伝統芸能を引き継ぎたくても、子供が少なくなっている状況の中で、保育所で取り組んでいただくということは、とてもよいことだと思うという意見が出されました。積極的に取り組んでいただいている保育所には、いろいろな機会に発表できる場をつくるなどして、独自性を尊重していきたいとの答弁でありました。

保険健康課では、18年4月から地域包括支援センターを保険健康課内に設置して、運営を始めます。介護保険制度の中核として、公平・中立な支援及び包括的なケアの確保も目指したいとの説明がありました。

健康診断については、できるだけ多くの市民が健診を受けられるように、時間帯や場所を検討していただきたいという意見が出ました。

基本健診等について、土曜日や日曜日を含めた日程をつくっておりますし、他の地区でも

受診できる健診車を部落の方に乗り入れて健診を行うなど、対策をしていきたいという答弁がされました。

以上、委員会に付託されました議案第1号 平成18年度鹿島市一般会計予算についてのうち、文教厚生委員会に関する分についての質疑、意見、要望が述べられました。

質疑終結後、直ちに討論を行い、反対討論と賛成討論があり、そして採決の結果、議案第1号の本委員会関係分は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長（小池幸照君）

次に、産業建設委員長中村雄一郎君。

○産業建設委員長（中村雄一郎君）

産業建設委員長の報告をいたします。

去る3月13日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号 平成18年度鹿島市一般会計予算についてのうち、本委員会関係分について、3月16、17日の両日にわたり、産業部長、建設環境部長を初め、担当課長及び関係職員の出席を求め委員会を開催し、慎重に審議しましたので、その概要を報告いたします。

まず、山本産業部長より農林水産課、農業委員会、商工観光課の産業部全体について骨格予算として計上しているとのあいさつの後、土井調整室長より農林水産課分についての説明があり、質疑に入りました。

国営多良岳パイロット事業負担金の滞納状況、さが園芸農業確立事業対策について、美の里づくり総合計画の中での後継者育成事業、団塊世代の就農受け皿づくり、農業予算減等に対する質疑に対して、骨格予算であり、肉づけは6月議会でなされること。後継者対策や定住促進の中で、団塊世代の受け皿対策の研究を検討するとの答弁がなされました。

農業委員会関係では、委員会の義務設置の緩和について、家族協定の現状、農地流動化等についての質疑があり、農業委員会は義務ではなく、選択できるようになったという答弁がありました。

商工関係課関係では、予算説明の後、進出協定はまだだが、JAビバレッジが小城市から鹿島へ本社工場を移転するということが決定したという企業誘致についての説明があり、引き続き質疑を行いました。

市営駐車場、鹿島・藤津高等職業訓練校の運営状況、中心市街地のまちづくり、観光宣伝費についてのやりとりがあっております。

2日目には、建設環境部所管の都市建設課、環境下水道課、まちなみ活性課分の審議を行いました。江頭建設環境部長より概要説明の後、栗林調整室長、中川都市建設課長より予算の詳細説明がありました。

質疑では、蟻尾山公園の整備について、城内地区の道路整備、骨格予算のため費目存置が多い、道整備交付金、急傾斜事業等についての質疑がありました。

道整備交付金は、17年度から創設され、広域農道とパッケージ化して市道整備をすれば交付金が来る制度で、それにより、野島～鮎越線や浅浦～仏谷線の事業が進むようになったという答弁がありました。

環境下水道課関係分では、廃油の収集の実態、ごみ収集委託料、ごみ分別方法についての質疑があり、廃食油の計画はない。収集運搬のトン当たりの経費は15,632円である。ごみ分別収集については現在21種類で分別をやっている。市民にも浸透をしてきた。杵藤広域圏では模範的なものであり、鹿島に倣って分別をする方向に他の市町村がなっているという答弁がなされました。

まちなみ活性課分では松浦課長より、現在、国の重要伝統的建造物群の指定の申請中で、審議会に諮られる予定になっている報告があり、合意形成について、また、指定された場合の特別交付税についての質疑がありました。

浜町は2地区になるので、ここ4年ぐらいの平均でいけば、1地区15,000千円の2倍という考え方になるという答弁がなされました。

なお、委員会審議の中で、本会議でも問題になりました県営中山間地域総合整備事業についての質疑もあり、現地視察をすることを決定、昨日23日に行いました。

県が18年度不採択とした中山間地域総合整備事業は、県、市との協議を進めてきた事業で、受益者の皆さんは、当然採択をされるものとして準備を進められてこられたとの答弁がございましたが、現状を視察して、圃場整備予定の鮎越、西塩屋地区には、既に国道207号七浦道の駅前の工事残土が運ばれている状態。飲雑用水用井戸掘削の七開地区では、既存井戸のポンプの改修は緊急を要しており、事業がおくれれば、飲用、家畜用とも枯渇する状況にあること。龍宿浦、嘉瀬ノ浦の圃場整備予定地では、ハウスミカンの苗木を既に準備されているとのこと。飯田、本浦地区の圃場整備は、あぜ道しかない、長さ1.5キロの谷を早期に着手するために、農地流動化の合意を積極的に取りつけてあるということで、これらの事業は新規事業というより、既に事業が動き出しているという印象を強く持ちました。それぞれの役員の方からも生の声を聞き、その熱い思いをぜひ県へつないでもらいたい、仕事があれば毎日でも座り込みをしたいような心境だというふうに語られました。18年度中の補正予算の復活を佐賀県に要望していくことを委員会としても全面的に協力することを約束してまいりました。

以上、産業建設委員会に関する議案についての質疑、意見、要望等が述べられ、直ちに討論、採決の結果、議案第1号 平成18年度鹿島市一般会計予算についてのうち、本委員会関係分は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設委員会の報告といたします。

○議長（小池幸照君）

各委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

20番松尾です。18年度予算案に対する反対討論をしたいと思います。

2006年度国の予算案は、衆議院本会議で自民党、公明党の賛成で可決され、今、参議院で審議がされております。国民の所得が落ち込み、貧富の格差の拡大が深刻な社会問題となっているときに、小泉内閣は総額3兆4,000億円もの増税となる定率減税の全廃を盛り込みました。医療改悪や社会保障でも国民に大きな負担増を押しつけるものとなっています。

これとは対照的に、史上最高の利益を上げていると言われる大企業に対してはどうでしょうか。定率減税と一緒に始まった法人税率の引き下げ措置は恒久化する、研究開発減税やIT投資減税は形を変えて継続をしています。鹿島市においても収入など見ますと、まさに国の方針に忠実に沿ったものとなっておりますが、まず、市税の収入だけ見ても、市内の景気の回復はまだまだだと言いながら、所得の伸びはマイナスと言いながら、78,000千円の増税です。これは裏返せば、市民が78,000千円の負担がふえるということになると思います。景気の回復にはほど遠い家計の負担を大幅にふやし、大もうけで巨額の余剰資金を抱える大企業には至れり尽くせりの減税措置をやっていきます。このような逆立ちしたやり方が許せるでしょうか。

小泉内閣は、財政が大変だということで、国民への負担増は当たり前のように言っている一方で、むだな大型公共事業は推進をする、大企業や大資本の行き過ぎるくらいの減税は続けるということです。

むだな大型公共事業の一つとして、諫干の問題や長崎新幹線の問題が上げられるのではないのでしょうか。大企業の利益は最高というのに、法人税は最高を記録した1989年の19兆円を6兆円から8兆円も下回った水準が続いているということです。空前の所得を上げているところには減税をして、所得を減らしている家庭の負担はふやすというもの。構造改革の名で国民へ負担増、大企業、大資本家減税を続けた小泉内閣の5回にわたる予算編成で、国の借金も新たに170兆円もふえたと言われております。このような国の政治はもちろん地方政治を痛めつけ、国民を、市民を苦しめるものになっています。

鹿島市の予算は、市長選挙前ということで、骨格予算と言われるものですが、まさに国の流れに沿った市民を苦しめるものになってしまいました。今後の行財政運営方針には、計画的に政策的事業を実施するには財政基盤強化が急務であるため、徹底した行財政の体質改善に努め、さらなる行政改革に取り組み、健全な行財政の運営を行いながら、市民の負託にこたえる事業展開が求められるとうたわれております。しかし、今、市が進めようとしている

財政改革は、今日の大部分の市民の落ち込んだ生活にこたえるものにはなっておりません。幾ら国の施策が悪いといっても、やはりそのような中で、今、鹿島市は何を重点にやるべきかをもっとしっかりとらえなければならないと私は思います。

まず、今、市民の切実な要求が何なのかということです。地方交付税も厳しく抑えられておりますので、余裕のないことは重々わかります。しかし、財政が厳しいからといって市民の要求が抑えられたのではたまったものではありません。むだを削り、予算の使い道を改善することをもう一度見直すべきではないでしょうか。

今、市民の暮らしがどのような状況にあるか、私は事あるごとにお話をしてきましたし、皆さんも十分御承知だと思います。例えば、子育て中の若い人たちを見てみましょう。この不況の中で、リストラや収入の減額は片親家族をふやしておりますが、そのような中で、子供を抱える母親が働きに出たくても、土日が休めないので仕事ができない、夜が遅くなるので働きに行くことができないという人が非常に多くなっています。学童保育所や夜間保育所の要求が出るのは当然ではないでしょうか。特に、今回のように審議の中で数名の議員が学童保育所に対する意見を出したのは初めてだったと思いますが、これだけ多くの方が学童保育所を必要としているのです。しかし、既に実施されている校区も含めて、学童保育所の不足は大きいものです。放課後の受け入れはあっても、土日がない施設の問題や財政の問題で進めない状況です。

さて、今、社会問題となっている子育て支援についても、必要性は認めながら、財政的な理由で取り組めない。就学前医療費の無料化など、40,000千円もあればできるものです。保育料、出産費用を初め、重点施策として、今後市は検討をしてほしいと思います。

さて、鹿島市の基幹産業である農業です。国が示した経営安定策は、このままいけば鹿島市の農業が激減するのではないかという大きな心配があります。にもかかわらず、市は鹿島市の農家の事情などお構いなく、国の示す方針をそのまま受け入れるというものです。これでは鹿島市の農業の先行きが見えるような気がします。これまでも国はいろんな農業政策を打ち出してきました。その都度、農家がよくなるという幻想を抱かせて、取り組みを農民に押しつけてきました。しかし、よくなったでしょうか。よくなるばかりか、それらの行き詰まりが今日の農家をつくり出しているのではないのでしょうか。今もまたそのまま国の方針を受け入れていくのでは、鹿島市の農業はつぶれてしまうのではないかと心配です。全国を見れば、国のこのような政策の中でも、地元の農業を守るために独自の取り組みを始めたところもあります。

さて、申し上げればいろいろとありますが、細かくはここでやめたいと思いますが、特に私が一貫して主張をしてきました同和に関する予算です。同和事業については一般事業に繰り入れるべきだと提起をし続けておりますが、いまだ改善されないどころか、そのままの状況です。ましてや、これだけすべての予算を削っているにもかかわらず、今回もまた同和団

体の補助金など同和に関する予算は大きくなっています。

例えば、同和団体の補助金、部落解放同盟に対して 1,760千円、これは目的は支部の活動費だということです。また、全日本同和会に対しては 3,470千円の補助金が予定をされています。そのほかに、その団体などが主催する大会の出席負担など合わせて 6,380千円、大きなものです。ほかの民間の団体に、団体が事業をやるということで、このように至れり尽くせりの補助金を出している団体があるでしょうか。公平な行政をと、桑原市長もその都度言ってこられました。一番肝心のこの部分がいまだに改善をされないということを私はどうしても許すことができません。

さて、市は、この苦しい財政状況の中で財政改革なるものを打ち出しているわけですが、18年度から22年度までの一つ一つを見ても、本当に市民が直接生活していく中で、どうしても必要な分が次々と削られていくという本当に許せない状況になっています。特に、今ひとり暮らしのお年寄りの人たちが楽しみにされております福祉センターのおふろの運営なども大幅に利用日数が削られていくなど、一つ一つ市民にしわ寄せが来るようなことを当たり前のようにして打ち出されていることを私は許すことはできません。

国においても、県、市においても、財政難を口実に行政改革や地方行革がますます厳しくなっていくことが予想されるわけです。特に今、公務員攻撃などをてこ入れに、国民分断が強化をされてきています。

しかし、今私たちはこの大変な時期の中で、市民の利益と目線に立って具体的に分析をし、検討をし、対応していかなければいけないと思います。今、社会的に、所得などの社会的格差が拡大したと言われておりますし、それによる対立もひどいものがあります。市民の暮らしがここまで危機になったとき、その危機を取り除いて、市民の不安を取り除き、市民の安定を図ることが急務だと私は思います。これ以上、社会的格差と貧困を広げないためにも、市民の目線でその行政運営を望むものです。幸い、今回の予算は骨格予算です。私が今申し上げましたことなどをしっかりととらえて、6月補正で取り組んでいただくことを私は期待するものです。

さて、一つつけ加えておきたいと思いますが、18年度の全般、鹿島市の一番大きな仕事は、何といてもJR長崎本線存続の取り組みだと思います。きょうの新聞に報道されておりますが、11月に知事が発言したことを、あたかも今言われたような形での報道になっておりますが、県やJR、新幹線の推進の人たちは、ありとあらゆる手で今私たちに攻撃を加えています。このようなことに負けずに、私たちが今一丸となって取り組んでいく大事な時期だと思います。この決着は市長選挙の結果だと言われておりますが、まさにそうだと私は思います。まず、目的達成のために私たちと一丸となることをここで申し添えますが、肝心の予算については、先ほど私が物申しましたような理由で反対の態度をとらせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小池幸照君）

ほかに。（「反対討論」と呼ぶ者あり）16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

私は、議案第1号 平成18年度一般会計予算案について、反対の討論をいたします。

平成18年度予算案は、この4月16日に市長選挙が行われる関係から、いずれの候補が市長に選ばれるにいたしましても、新しく改選された市長の政策をもととした、柔軟に肉づけできる余地を残した予算編成が行われてきたものと考えております。

しかし、例えば、委員会に付託をされておりました企画担当部局の予算づけの中身を見ても、日韓交流交付金などは前年と同額の1,500千円という額がそのまま計上されている一方、各地域等の住民の足を確保するための廃止路線代替バス運行助成金などは、前年度17,280千円計上されていたものが今回千円の費目存置扱いにされていることなど、何を根拠として事業費を実質計上されたのか、あるいは費目存置という形をとられたのか、バランスを欠いた内容になっていると言わざるを得ません。

費目存置されている廃止路線代替バス運行補助を打ち切るか、あるいは継続するかは、新しい市長の判断にゆだねた予算だとはいっても、その受益地域や住民、または関係するバス運行会社等にどれだけの説明が行われたのか、甚だ疑問でございます。また、計上されている予算の姿と現場の実際は実の伴わない、架空の肉づけ余地を持たせた骨格予算と指摘せざるを得ません。

こうした形で肉づけの可能性がどの程度推計されるのかとの質疑に対して、企画部局だけでおおよそ40,000千円、一般会計全体で690,000千円程度に上るとの説明でございます。

それでは、現計の10,026,000千円余りの当初予算に加えて、改選後の市長が6月補正でいかほどの肉づけ余地を持っているのかとの質疑に対しては、事務当局としては、その690,000千円の範囲で補正いただければありがたいということでございますから、実質的には新しい政策経費をひねり出すのは至難のわざの骨格予算と断じざるを得ません。

もとより骨格予算というものは、人件費や扶助費、あるいは負担金など固定的経費は動かさないものとしても、政策的経費には現政権の色合いをつけず、対等な扱いと、その選択の余地をもっと持たせておくべきではないかと考えるわけでございます。

また、事業費の個々についてもいかなるものかと思われる点が幾つか指摘できると思います。この場でそのすべてを述べ上げることは時間的制約からもできませんけれども、2点ほど申し上げてみたいと思います。

その一つは、総括質問でも議論になりました農林水産業予算の対前年度比マイナス64.8%の減は、ノリ協業化事業など前年度までの事業が終了したことや、今後の補正要因が残されているにしても、本市基幹産業の低迷からくる鹿島市経済の疲弊感をさらに後押しするよう

なものとして、とても容認しがたいものでございます。本市の人口減や出荷額の減少など、置かれた経済環境の背後に潜在する基幹産業をいかに立て直そうとしているのか、全く予算措置の中にその姿を読み取ることができません。

また、二つ目には、行政と市民が向き合う重要な役割を果たしている鹿島市報の発行については、月2回の発行を財政的側面だけで1回の発行に減らすなど、行政の市民に向き合う姿勢を疑いたくなるような面も指摘せざるを得ません。その財政効果は年間で2,000千円程度と推計されているようでございますが、反面、市政と市民のパイプを細めてしまう点や行政情報の速報性が失われる損失をてんびんにかけて、果たしていかなものか疑いたくなるわけでございます。その分、紙面を厚くするか、ホームページの掲載で充実をしカバーをしたいという執行部の見解が述べられておりますが、ホームページの閲覧できる環境にある家庭が今日いかほどあるのか、あるいは紙面を幾ら厚くしてみても、速報性をカバーする代替案にはなり得ないわけでございます。「市民総参加」というスローガンを行政運営の柱としてきた桑原市長が、みずからその手足を縛る発想をされているのではないかと思われてなりません。

「広報かしま」は、市民の健康や教育を初め、市民の権利義務を実践化させる役割を果たしている、一般市民にとっては唯一市政の末端情報入手手段でございます。年間、市財政に2,000千円程度寄与するというその重みと、市民の知る権利の重要な広報手段としての重みとを比べれば、答えは行政の思っているようなところにはないと私は判断するところでございます。

総じて財政困難期の予算編成期で、執行部の労は多としつつも、肉づけへの選択肢の幅が極めて狭く、柔軟性を持たない骨格予算と断じざるを得ませんことと、緊縮予算とはいえ、市民感覚からは残念ながら、行政のぬくもりと市民に希望を与える予算になっていないことを申し上げ、私の反対討論といたします。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第1号 平成18年度鹿島市一般会計予算について、各委員長の報告は可決であります。本案は、各委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第1号は提案のとおり可決されました。

日程第 2 議案第 2 号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第 2. 議案第 2 号 平成18年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算について、産業建設委員会の審査結果は、お手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

産業建設委員会審査報告書

平成18年 3 月13日の本会議において、付託された議案第 1 号「平成18年度鹿島市一般会計予算について」、議案第 2 号「平成18年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算について」、議案第 3 号「平成18年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計予算について」、及び議案第 7 号「平成18年度鹿島市水道事業会計予算について」は 3 月16、17日の 2 日間委員会を開き審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

平成18年 3 月17日

産業建設委員会

委員長 中 村 雄一郎

鹿島市議会議長 小 池 幸 照 様

委員長から委員会における審査経過及び結果の報告を求めます。産業建設委員長中村雄一郎君。

○産業建設委員長（中村雄一郎君）

それでは、3月13日の本会議において付託されました議案第 2 号 平成18年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算について、産業建設委員会の委員長の報告をいたします。

3月17日、環境下水道課藤家課長初め、関係職員の皆さん方の出席を求め委員会を開催し、慎重に審議をいたしました。その概要を報告いたします。

藤家課長の説明の後、質疑を行いました。その質疑の内容は、公共下水道の今後の事業計画及び見直しについて。合併浄化槽の維持費について。公共下水道事業の起債残高についてなどの質疑があり、納富分、鹿島南部地区の 109ヘクタールを含めて、365ヘクタールの事業認可を得て整備を進めている。今後の重点は、鹿島南部の 109ヘクタールの整備となる。

なお、計画の見直しについては平成14年に行っているもので、今の時点での見直しは考えていないという答弁がありました。

質疑の後、直ちに討論、採決の結果、議案第 2 号 平成18年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を申し上げます。

○議長（小池幸照君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第2号 平成18年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおりを決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第2号は提案のとおり可決されました。

日程第3 議案第3号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第3. 議案第3号 平成18年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計予算について、産業建設委員会の審査結果は、お手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

産業建設委員会審査報告書

平成18年3月13日の本会議において、付託された議案第1号「平成18年度鹿島市一般会計予算について」、議案第2号「平成18年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算について」、議案第3号「平成18年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計予算について」、及び議案第7号「平成18年度鹿島市水道事業会計予算について」は3月16、17日の2日間委員会を開き審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

平成18年3月17日

産業建設委員会

委員長 中村 雄一郎

鹿島市議会議長 小池 幸照 様

委員長から委員会における審査経過及び結果の報告を求めます。産業建設委員長中村雄一

郎君。

○産業建設委員長（中村雄一郎君）

報告をいたします。

去る3月13日の本会議において、本委員会に付託をされました議案第3号 平成18年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計予算について、3月16日に審査をいたしました。

産業部長並びに福岡商工観光課長より説明の後、質疑を行いました。

質問。税金を落としてくれる市内の企業をサポートする対応はどのようにしているのかという質問に対して、答弁として、制度融資や奨励金制度がある。また、企業間との情報交換をやっているという答弁がなされました。その後、直ちに討論、採決を行いました。

平成18年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、報告をいたします。

○議長（小池幸照君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第3号 平成18年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第3号は提案のとおり可決されました。

日程第4 議案第4号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第4. 議案第4号 平成18年度鹿島市国民健康保険特別会計予算について、文教厚生委員会の審査結果は、お手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

文教厚生委員会審査報告書

平成18年3月13日の本会議において、付託された議案第1号「平成18年度鹿島市一般会計

予算について」、議案第4号「平成18年度鹿島市国民健康保険特別会計予算について」、及び議案第5号「平成18年度鹿島市老人保健特別会計予算について」は3月14、15日の2日間委員会を開き審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

平成18年3月15日

文教厚生委員会

委員長 森 田 峰 敏

鹿島市議会議長 小 池 幸 照 様

委員長から委員会における審査経過及び結果の報告を求めます。文教厚生委員長森田峰敏君。

○文教厚生委員長（森田峰敏君）

文教厚生委員長の報告を申し上げます。

去る3月13日の本会議において、本委員会に付託されました議案第4号 平成18年度鹿島市国民健康保険特別会計予算について、3月15日に委員会を開催し、担当部課長及び関係職員の説明を受け、慎重に審査をいたしましたので、その経過並びに結果を報告いたします。

担当職員の予算内容の説明を受け、直ちに質疑を行いました。

国保税の引き上げや軽減措置や資格証明証の発行など、市民に理解してもらい、必要な人には大いに利用していただくためにも、鹿島市独自の国保広報紙の発行に取り組んでいただけるのかとの質問がありました。

国保に関する広報は、現在、県の国保連合会が作成している国保だよりがありますが、鹿島市独自でも広報紙を発行して、国保税に関する十分なる市民への周知を図っていきたいと答弁がありました。

質疑終了後、直ちに討論、採決の結果、議案第4号 平成18年度鹿島市国民健康保険特別会計予算については、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で文教厚生委員会の報告を終わります。

○議長（小池幸照君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第4号 平成18年度鹿島市国民健康保険特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第4号は提案のとおり可決されました。

日程第5 議案第5号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第5. 議案第5号 平成18年度鹿島市老人保健特別会計予算について、文教厚生委員会の審査結果は、お手元に配付しております委員会審査報告書写しのとおりであります。

文教厚生委員会審査報告書

平成18年3月13日の本会議において、付託された議案第1号「平成18年度鹿島市一般会計予算について」、議案第4号「平成18年度鹿島市国民健康保険特別会計予算について」、及び議案第5号「平成18年度鹿島市老人保健特別会計予算について」は3月14、15日の2日間委員会を開き審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

平成18年3月15日

文教厚生委員会

委員長 森田峰敏

鹿島市議会議長 小池幸照様

委員長から委員会における審査経過及び結果の報告を求めます。文教厚生委員長森田峰敏君。

○文教厚生委員長（森田峰敏君）

文教厚生委員長の報告を申し上げます。

去る3月13日の本会議において、本委員会に付託されました議案第5号 平成18年度鹿島市老人保健特別会計予算について、3月15日、担当部課長及び関係職員の出席を求め委員会を開催し、慎重に審査をいたしましたので、その経過並びに結果を報告いたします。

担当職員の予算内容の説明を受け、直ちに質疑を行いました。

医療制度改革の中で、70歳以上の高齢者の医療費負担の引き上げについて質問がありました。

ことし10月からの引き上げの予定ですが、単身世帯で年収が約 3,800千円以上、夫婦世帯で 5,200千円以上の方が 2 割から 3 割に負担増となるように改正される予定との答弁がありました。

質疑終了後、直ちに討論、採決の結果、議案第 5 号 平成18年度鹿島市老人保健特別会計予算については、起立多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で文教厚生委員長の報告を終わります。

○議長（小池幸照君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第 5 号 平成18年度鹿島市老人保健特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第 5 号は提案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 6 号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第 6、議案第 6 号 平成18年度鹿島市給与管理特別会計予算について、総務委員会の審査結果は、お手元に配付いたしております委員会審報告書写しのとおりであります。

総務委員会審査報告書

平成18年 3 月 13 日の本会議において、付託された議案第 1 号「平成18年度鹿島市一般会計予算について」、及び議案第 6 号「平成18年度鹿島市給与管理特別会計予算について」は 3 月 16、17 日の 2 日間委員会を開き審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

平成18年 3 月 17 日

総務委員会

鹿島市議会議長 小 池 幸 照 様

委員長から委員会における審査経過及び結果の報告を求めます。総務委員長山口瑞枝君。

○総務委員長（山口瑞枝君）

総務委員長の報告を申し上げます。

去る3月13日、本会議において、本委員会に付託されました議案第6号 平成18年度鹿島市給与管理特別会計予算について、3月16日に担当部課長及び関係職員の出席を求め委員会を開催し、慎重に審査をいたしましたので、その経過並びに結果について御報告申し上げます。

まず、担当部課長より説明を受け、質疑を行いました。

特に質疑もなく終了後、討論、採決の結果、議案第6号 平成18年度鹿島市給与管理特別会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして総務委員長の報告を終わります。

○議長（小池幸照君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第6号 平成18年度鹿島市給与管理特別会計予算について、委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第6号は提案のとおり可決されました。

日程第7 議案第7号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第7. 議案第7号 平成18年度鹿島市水道事業会計予算について、産業建設委員会の審査結果は、お手元に配付いたしております委員会審査報告書写しのとおりであります。

産業建設委員会審査報告書

平成18年3月13日の本会議において、付託された議案第1号「平成18年度鹿島市一般会計予算について」、議案第2号「平成18年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算について」、議案第3号「平成18年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計予算について」、及び議案第7号「平成18年度鹿島市水道事業会計予算について」は3月16、17日の2日間委員会を開き審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告します。

平成18年3月17日

産業建設委員会

委員長 中村 雄一郎

鹿島市議会議長 小池 幸照 様

委員長から委員会における審査経過及び結果の報告を求めます。産業建設委員長中村雄一郎君。

○産業建設委員長（中村雄一郎君）

産業建設委員長の報告をいたします。

去る3月13日の本会議において、本委員会に付託されました議案第7号 平成18年度鹿島市水道事業会計予算について、3月16日、審査をいたしました。

井手水道課長の予算説明の後、直ちに質疑を行いました。

質疑の中では、配水管布設がえ工事費について1,105メートルが計画をされているが、どのようになっているかということに対して、配水管は耐用年数が40年、40年を過ぎたものを布設がえをしているという答弁がございました。

水道の需要と井戸についての質疑があり、井戸の調査はやっていない。井戸の規制は地盤沈下とか問題がなければ、給水条例による規制しかないので、お願いするしかないという答弁がございました。

そのほか水道企業債等についての質疑があり、質疑終了後、直ちに討論、採決の結果、議案第7号 平成18年度鹿島市水道事業会計予算は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告をいたします。

○議長（小池幸照君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。11番寺山富子君。

○11番（寺山富子君）

11番寺山富子でございます。議案第7号 平成18年度鹿島市水道事業会計予算について、私は反対の立場で討論をさせていただきます。

この水道事業につきましては、これまで鹿島市の上水道の水資源を決めることになる、第6次拡張事業に意見を申し立てまいりました。

従来から一貫して訴え続けておりますことは、上水道の水資源をこれからも今までどおり地下水としてほしい、このことを申し続けてまいりました。

理由については、これまでに言い尽くしていると思っておりますが、改めて述べさせていただきます。

昭和63年、ダムの水を水道の水源とする六次事業が決められました。その要因の一つが、一般水道水のくみ上げによる地盤沈下の心配、この地盤沈下について、これまで報告はあっておりません。

二つ目が、将来、水が不足するのではないかという見通しでございましたが、1日1万3,500トンの排水量に対し、61.6%の供給量であり、38.4%の水の余裕が現在あっており、余力は十分にあります。決算報告でも明らかなように、ここ数年、年間配水量の減、1日平均配水量の減が続いており、今後においても水需要の伸びは期待できないという予測がなされています。

三つ目が、人口の増加や企業進出による水量不足が予想されておりましたが、年々減少の動向にあります。企業進出の見込みについては、大変厳しい状況を呈しています。また、井戸の掘削の規制についても事実上、困難であるとの見解が出されています。一方、企業や家庭においても節水型トイレ等の研究が進み、また循環型の導入もふえてきています。

以上のような理由で、今後も現在の地下水を水資源とする水道事業で十分と考えています。

ダムの水を水道の水源とする六次事業を進めることは、水道料金にも大きくかかわってくるというものであります。鹿島市の水は、地下水であります。化学薬品は塩素消毒をするだけで、非常に安全・安心、おいしい水であります。ダムの水を飲料水にするということになると、何十種類もの化学薬品を投入しなければ飲めません。安全でおいしい、そして安価な水を飲み続けたいとの強い思いで、この六次事業に対する意見を申し立てまいりました。

桑原市長は、この第6次拡張事業への先行投資は極力抑えていく方針を打ち出されて5年以上を経過していると思っておりますが、その約束を現在果たされていることに対し、私自身大きく評価をいたすものでございます。

しかし、現在においてもきちんとした第6次拡張事業の方向性を示されないまま、平成19年にはダム完成となります。今後は工期延長の申請をしていくという考え方が示されており、

安心もいたしているところではございます。ですが、時の流れの中でいかようにも変わるもの、変わるかもしれないということが、この公共事業でもあります。方向性を明らかに公の場で形にしない限り、不安は生じてまいります。おいしい地下水を飲み続けたい、守りたいという市民の声を代弁し、反対討論といたします。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第7号 平成18年度鹿島市水道事業会計予算について、委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、議案第7号は提案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。11時30分から再開いたします。

午前11時16分 休憩

午前11時29分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

次に、お諮りいたします。去る3月13日に追加上程された議案第27号 鹿島・藤津地区衛生施設組合同規約の一部を変更する規約の一部を変更する規約については、会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第27号は委員会付託を省略することに決しました。

日程第8 議案第27号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第8. 議案第27号 鹿島・藤津地区衛生施設組合同規約の一部を変更する規約の一部を変更する規約についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。北村企画課長。

○企画課長（北村建治君）

議案第27号 鹿島・藤津地区衛生施設組合同規約の一部を変更する規約の一部を変更する規約について、説明いたします。

議案書は1ページ及び2ページでございます。

鹿島・藤津地区衛生施設組合規約の一部を変更する規約につきましては、12月議会で可決をいただきましたが、今回新たに鹿島・藤津地区衛生施設組合規約の一部を変更する規約の施行期日等を変更する必要が生じたため、審議をお願いするものでございます。

それでは、別冊の議案説明資料に基づき説明をいたしますので、2ページをお開きください。

最初に、新旧対照表の太線から右側の方になります、12月議会で可決されました鹿島・藤津地区衛生施設組合規約の一部を変更する規約から説明をいたします。

12月での規約の一部改正は、第1条及び第2条、第3条のこの3段階に分けて、組合議員の定数及び組合市長が選出すべき議員の数を順次改正していくことと改めたものでございます。

ところが、2月になりました、鹿島市及び太良町選出議員から3月末日をもって辞職したい旨の辞職願が提出されましたため、新旧対照表の左側に掲げておりますように、平成18年4月1日から組合議会の議員定数を10人に、そして、組合市町から選出すべき議員の数を鹿島市4人、嬉野市4人、太良町2人に改正したいので、鹿島・藤津地区衛生施設組合規約の一部を変更する規約の一部を変更する規約について、議会の議決を求めるものでございます。

なお、この規約は、佐賀県知事の許可の日から施行するものといたします。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第27号 鹿島・藤津地区衛生施設組合規約の一部を変更する規約の一部を変更する規約については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第27号は提案のとおり可決されました。

地方自治法第117条の規定により、21番議員の中西裕司君の退席を求めます。

〔中西裕司君 退場〕

日程第9 副議長の辞職許可について

○議長（小池幸照君）

次に、日程第9. 副議長の辞職許可についてを議題といたします。

お手元に配付いたしておりますように、3月23日付で副議長の辞職願が提出されております。

まず、この辞職願を事務局長に朗読させます。田中議会事務局長。

○議会事務局長（田中義明君）

朗読いたします。

平成18年3月23日

鹿島市議会

議長 小池幸照様

鹿島市議会

副議長 中西裕司

辞 職 願

このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

お諮りいたします。中西裕司君の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議なしと認めます。よって、中西裕司君の副議長の辞職を許可することに決しました。

お諮りいたします。ただいま副議長が欠員となりましたので、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議なしと認めます。よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

日程第10 副議長の選挙

○議長（小池幸照君）

日程第10. 副議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（小池幸照君）

ただいまの出席議員数は22人です。投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○議長（小池幸照君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（小池幸照君）

異状ないものと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

〔氏名点呼・投票〕

○議長（小池幸照君）

投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

投票漏れはないものと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（小池幸照君）

開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に松尾征子君、谷川清太君及び吉田正明君を指名いたします。よって、3名の立ち会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（小池幸照君）

選挙の結果を報告いたします。

投票総数22票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票20票、白票2票。

有効投票中

吉田正明君 10票

井手常道君 8票
森田峰敏君 1票
松尾征子君 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって吉田正明君が副議長に当選されました。本席から吉田正明君が副議長に当選されたことを告知します。

ただいま吉田正明君から発言を求められておりますので、これを許します。

○副議長（吉田正明君）

一言ごあいさつを申し上げます。

このたび、議員皆様の御支持によりまして、副議長の要職に就任させていただくことになりましたことは、この上もない光栄に存じております。同時に、その任務の重大さを痛感するものであります。幸い、人格、識見とも卓越された小池議長のもとでございませう。同僚議員皆様の絶大なる御支援と御鞭撻を賜りまして、この職責を全うしたいと念願しております。

まことに簡単でございますが、お礼とお願いを申し上げます。就任のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（小池幸照君）

副議長の選挙に伴い、議席の一部変更が生じました。

お諮りいたします。この際、議席の一部変更の件を日程に追加し、議題といたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議なしと認めます。よって、この際、議席の一部変更の件を日程に追加し、議題といたします。

日程第11 議席の一部変更の件

○議長（小池幸照君）

それでは、日程第11、議席の一部変更の件を議題といたします。

副議長の選挙に伴い、会議規則第3条第3項の規定により、議席の一部を変更いたしたいと思っております。その議席番号及び氏名を事務局長に朗読させます。田中議会事務局長。

○議会事務局長（田中義明君）

議席の一部変更の各議員の議席番号と氏名を朗読いたします。

議席18番吉田正明議員を21番へ、議席21番中西裕司議員を18番へ変更したいと思います。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

お諮りいたします。ただいま朗読したとおり議席の一部を変更することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま朗読したとおり議席の一部を変更することに決しました。

それでは、ただいま決定いたしました議席にそれぞれお着きをお願いします。

午前中はこれにて休憩します。

午前11時55分 休憩

午後1時 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第12 議会運営委員の選任について

○議長（小池幸照君）

次に、日程第12. 議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、伊東茂君を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名をいたしました伊東茂君を議会運営委員に選任することに決しました。

暫時休憩をいたします。

午後1時 休憩

午後1時9分 再開

○議長（小池幸照君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、報告をいたします。

議会運営委員会の副委員長の互選の結果を報告します。副委員長は伊東茂君と決定しました。

日程第13 閉会中継続審査申出

○議長（小池幸照君）

次に、日程第13. 閉会中継続審査申出の審議に入ります。

お諮りいたします。鹿島市議会会議規則第99条の規定により、お手元に配付のとおり総務委員長から議長あてに閉会中の継続審査申出が提出されております。

平成18年3月17日

鹿島市議会議長 小池幸照様

総務委員会

委員長 山口瑞枝

閉会中継続審査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第99条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 県南部地域振興の真剣な検討を求める請願書
2. 理 由 請願書と請願者の趣旨説明に食い違いが見られ、
なお、慎重審査を要するため

委員長から委員会における審査経過及び結果の報告を求めます。総務委員長山口瑞枝君。

○総務委員長（山口瑞枝君）

総務委員長の報告をいたします。

閉会中継続審査申出について御報告いたします。

去る3月13日に本委員会に付託されました請願第3号 県南部地域振興の真剣な検討を求める請願書については、3月17日に委員会を開催し、請願者の趣旨説明を受け、質疑を行いました。

請願の内容としては、新幹線西九州ルート建設問題は、佐賀県南部地域にも大きな衝撃を与え、ここ10年間ばかり、この問題についていろいろな角度から議論が行われてきました。特にJR長崎本線存続期成会は、地域の浮沈にかかわる問題として、JRの経営分離に反対を続け、佐賀県と協議してきたが、基本的事項で双方に隔たりがあり、県はJR長崎本線に関して、経営分離後の第三セクターの経営状況や利便性について具体的な説明を行ってきました。

さらに、県は佐賀県南部地域が置かれている高速道路基盤整備の現状、将来に至る産業振興の不安を解消するための各種振興策を提示し、沿線地域の理解を求めています。

しかし、期成会は、JRからの経営分離となった場合、将来、関係自治体が赤字負担に耐えられず、廃線につながると主張し、いまだに県の振興策を協議するテーブルに着いていません。経営形態のいかんを問わず、日常生活における市民の足の確保を前提とした市の具体的な振興策を打ち出して、県が提示する地域振興策とぶつけ合って議論を交わし、その結果によって、事の是非を判断することが最も納得できる早期解決への道筋でありますというこの旨の請願書の内容でありました。

請願者の説明を受け、請願者から「本来期成会というのは、長崎線をそのまま存続すること以外の何者でもないという発想でスタートしておるようですね。ところが、県はあくまで振興策を絡めて地元の同意を得たいということなので、私はこの期成会そのものの動きに非常に矛盾があったのではないか」というふうな発言がありました。

委員から「JR長崎本線の経営分離の同意を前提とした振興策を県は提示をしているが、請願者のお考えは」の質疑に対し、「経営分離をして振興策を受け入れなさいとここまでの結論を意味づけているわけではございません」とのお答えがありました。その後、何点かの質疑があり、終了後、説明者に退席をいただき審査をいたしました。

その結果、請願の文面と県からの振興策というのは、経営分離の同意を前提とした振興策と受けとめられるのに対し、あくまで請願者の説明では、経営分離の同意は絡めない純粋な振興策の協議という説明がされ、内容に一致しないところがあり、全会一致で継続審査をすることに決めました。よって、重要案件につき、なお慎重審査を要するというので、鹿島市議会会議規則第99条の規定により、継続審査の申し出をするものでございます。

以上、報告を終わります。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。総務委員長からの申し出の請願第3号 県南部地域振興の真剣な検討を求める請願書を閉会中の継続審査にすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立多数であります。よって、総務委員長からの申し出の請願第3号 県南部地域振興の真剣な検討を求める請願書については、申出書のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

お諮りいたします。意見書第1号から第2号の2件は、会議規則第36条第2項の規定により、提案理由の説明及び委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、意見書第1号から第2号の2件は、提案理由の説明及び委員会付託を省略することに決しました。

日程第14 意見書第1号

○議長（小池幸照君）

それでは、日程第14. 意見書第1号 公共サービスの安易な民間開放は行なわず、充実を求める意見書（案）についての審議に入ります。

提出者を代表して、意見書（案）の朗読を求めます。4番水頭喜弘君。

○4番（水頭喜弘君）

意見書第1号

公共サービスの安易な民間開放は行なわず、充実を求める意見書（案）

政府は、「小さな政府」を口実に、公共サービスの民間開放と公務員の純減を進めている。しかし、建築確認の民間開放が耐震強度偽装事件を招いたと指摘されるように、国民の安全やくらしに直結する業務の民間開放には慎重な対応が求められる。政府が導入を急いでいる市場化テスト（官民競争入札）は、民間の要望によって国と地方のあらゆる業務を対象とする制度であり、住民のくらしや安全に対する国や自治体の責任が果たせず、行政サービスが企業のもうけの場にされる懸念がある。

また、公務員の純減は、国の行政や自治体においても住民に直接サービスを提供する分野や出先機関がターゲットとされており、公共サービスの質と量における地域間格差が広がりがねない。

不安定雇用や低所得者層の増大、地域間の格差があらゆる面で拡大するなど、格差社会が急テンポで広がっているもとでは、雇用や安全、社会保障などでの国の役割発揮が重要であり、地方切捨て、民間開放による「小さな政府」では国民の安心・安全が損なわれることになる。行政の効率化によって、住民の利便性や権利保障の後退を招くことがあってはならない。真の地方分権を確立する自治体財政の確保を含め、国民生活のナショナルミニマムに対する国の責任を果たすため、以下の事項の実現を強く求める。

記

1. くらしや安全に関わる国や自治体の責任を全うするため、市場化テストをはじめとする公共サービスの民間開放を安易に行なわないこと。
2. 画一的な公務員の純減は止め、公共サービスの改善や水準維持のため、必要な要員を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年3月24日

佐賀県鹿島市議会

内閣総理大臣 小 泉 純一郎 様
総務大臣 竹 中 平 蔵 様
財務大臣 谷 垣 禎 一 様
行革担当大臣 中 馬 弘 毅 様

以上、意見書（案）を提出する。

平成18年 3 月 24 日

提出者	鹿島市議会議員	山 口 瑞 枝
	〃	水 頭 喜 弘
	〃	伊 東 茂
	〃	橋 川 宏 彰
	〃	北 原 慎 也
	〃	谷 口 良 隆
	〃	谷 川 清 太

鹿島市議会議長 小 池 幸 照 様

以上です。

○議長（小池幸照君）

直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。意見書第 1 号 公共サービスの安易な民間開放は行なわず、充実を求める意見書（案）は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、意見書第 1 号は提案のとおり可決されました。

日程第15 意見書第 2 号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第15. 意見書第 2 号 最低賃金の改善を求める意見書（案）についての審議に入ります。

提出者を代表して、意見書（案）の朗読を求めます。11番寺山富子君。

〇11番（寺山富子君）

意見書第2号

最低賃金の改善を求める意見書（案）

私たちは、誰でもが憲法25条でいう「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を持っている。働く人に対する賃金・労働条件としては、労働基準法第1条に「人たるに値する生活を営むための必要を満たすべきものでなければならない」との最低規制がある。また、最低賃金法第1条では、この法律の目的を「労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資する」としている。

働けば貧困にあえぐことなく生活ができることが当然であり、これを保障する制度が最低賃金法である。しかし、現在の最低賃金は最も高い地域でも時間額 714円、低い地域では時間額 608円にすぎない。佐賀県の最低賃金時間額は 608円であり、佐賀市（18歳・単身者）の生活保護費以下となっている。また、中国・四国のDランクの各県と比較しても、少ない格差が生じている。

社会保障費の負担額が連続的に引き上げられるなか、賃金の最低規制の水準がこのように低く抑えられていることは、消費不況といわれている現状をさらに長期化させるだけでなく、深刻化させるものである。

厚生労働省並びに中央最低賃金審議会においては、昨年11月の中央最低賃金審議会公益委員の「地域別最低賃金の在り方について」という見解にもとづき、地域別最低賃金の引き上げを実現されるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年3月24日

佐賀県鹿島市議会

厚生労働大臣 川崎二郎様
中央最低賃金審議会会長 今野浩一郎様

以上、意見書（案）を提出する。

提出者 鹿島市議会議員 中村雄一郎
鹿島市議会議員 寺山富子
鹿島市議会議員 徳村博紀
鹿島市議会議員 岩吉泰彦
鹿島市議会議員 青木幸平
鹿島市議会議員 中村清
鹿島市議会議員 中島邦保

以上です。

○議長（小池幸照君）

直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。意見書第2号 最低賃金の改善を求める意見書（案）は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、意見書第2号は提案のとおり可決されました。

次に、谷口良隆君外5名から監査請求に関する動議が提出され、所定の賛成者がありましたので、動議は成立いたしました。

日程第16 監査請求に関する動議

○議長（小池幸照君）

それでは、日程第16. 監査請求に関する動議を議題といたします。

提出者は、動議の朗読及び提出理由の説明を求めます。16番谷口良隆君。

○16番（谷口良隆君）

動議の提案理由説明をいたします。

本動議は、平成15年度事業として執行されました、さくら通りポケットパーク整備工事に関して、地方自治法98条2項により、鹿島市議会が鹿島市監査委員に対して監査を求め、その結果の報告を請求するものであります。

さくら通りポケットパーク整備工事は、かねてからあの公園が18,000千円もかかったのかという市民の声があり、平成16年9定例議会に平成15年度一般会計決算認定が付議されて以来、慎重に審査を進めてまいったところでございます。

しかし、審査に当たって必要である設計図書の開示が執行部に拒まれ、実質審査が事実上空転状態が長期にわたりました。市民による情報開示請求異議申し立てを踏まえ、全面開示されたのが審査開始から1年余りを経過した平成17年10月16日、後に7名の市議連名で行っ

た住民監査請求は事業終了から1年を経過し、監査請求が消滅しているとの趣旨で棄却されました。

監査の棄却決定には、法曹界等のアドバイスを踏まえても、事業費内訳である設計単価等が、その1年間の期間中は秘匿扱いにされ、住民として知り得た日は平成17年10月16日の全面開示が行われた日以降であって、地方自治法 242条第2項ただし書きにある「1年を経過しても、監査請求権が成立するという合理的理由があるときは、この限りではない。」という点に該当するものと推測されます。

しかし、監査の棄却決定は、その後の公開質問等によっても変更は行われず、住民監査請求権にかかわる残された手段は行政訴訟でありました。

通常、行政訴訟は、数カ月の審理を経て、地裁判断がいずれかの決定を下されるようでございますが、その結果をもって直ちに高裁、そして、最高裁へ上告されるというのが例であって、その具体例が県内でも既に8年を経過しようとしている、いわゆる佐賀県庁コピー事件の審理であります。

もとより本動議提出者を初めとする事実関係の確認を行うべきと考えている議員、及び疑問を持っている多くの市民は、昨年3月議会並びに12月議会に本議会に提案しました地方自治法98条1項に基づく事務検査を行う動議の趣旨であった、つまり、慣例で示されている当該事務事業が必ずしも具体的な事件の発生のあることを要件とするものではなく、一般に必要があると議会が認めるときは、同項の規定する方法によって検査することができるという立場で、疑問の解消、執行事務の確認を迫及しているものであります。

そういう発議経過からして、執行された事務確認に10年近くもかかるという行政訴訟を私たちは初めから想定しているものでないことは、この際、明確に申し上げておきたいと思えます。

については、住民監査請求が事実上、門前払いにされ、今般の一部の出された一般質問でも、なお疑問が解かれる糸口さえ見出せない現状だけが推移してきただけでございまして、あの公園が18,000千円もかかったのかという初期の問題提起については、解明の展望が見出せていないのが現状でございます。

私たち市議会は、このまま問題意識の風化を解決の策とするのか、この際、一挙に地方自治法が与えている法的手段を講じて疑義解明を行うのか、この判断を行う段階として今日迎えているというふうに思います。

議会の最たる任務でもあり、権限でもある審査権については、結果の是非は別にしても、この1年半に及ぶ期間を費やしてきたのは事実でございます。穏健な手法である自治法98条1項による事務検査の実施は、多数決の原理で、本議会としては否定してまいりました。そうした経過を踏まえ、この際は議会の当事者能力として、残された選択肢の一つである監査請求を提案するものでございます。

鹿島市議会に係る疑義を一日も早く清算し、新たな政治課題に邁進できる体制を構築していくために、本動議を提案するものであります。

それでは、動議の提案をいたします。

監査請求に関する動議

本議会は、地方自治法第98条第2項の規定により、次の通り監査委員に対し監査を請求する。

1、監査を求める事項

平成15年度事業「さくら通りポケットパーク整備工事」

2、監査結果の報告期限

平成18年4月30日

平成18年3月16日

鹿島市議会議員 小池 幸照 様

提出者	鹿島市議会議員	谷口良隆
	〃	青木幸平
	〃	谷川清太
	〃	水頭喜弘
	〃	井手常道
	〃	森田峰敏

議員各位には、議会のチェック機能発揮という本来の所信に立って、正当な判断を下していただきますよう要望し、提案理由の説明並びに動議の提案といたします。

よろしく申し上げます。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。監査請求に関する動議については、本動議のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立少数であります。よって、本動議は否決されました。

以上で今期定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

よって、今期定例会は本日をもって閉会といたします。お疲れさまでした。

午後 1 時 35 分 閉会

以上、会議の次第を記載し、内容については正当なることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

鹿島市議会議長 小池幸照

会議録署名議員 6 番 山口瑞枝

同 上 7 番 中村雄一郎

同 上 8 番 橋川宏彰